

## 佐賀市公告第253号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

令和7年11月10日

佐賀市長 坂井 英 隆

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 ネットワーク運用管理及び情報システムサポートデスク業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 契約の仕様 ネットワーク運用管理及び情報システムサポートデスク業務に係る仕様書のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 条件付一般競争入札参加申請書を提出しようとする日の前日において、令和6～8年度入札参加資格審査の結果、情報処理関係委託の業種のうち、システム開発・保守・維持の分類について資格があると認められた者であること。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ウ 公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。
    - (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
    - (イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
  - エ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
    - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
- (ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
  - a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

キ 佐賀市と同等（対象職員数約2,000人）以上の規模の組織（国又は地方公共団体）において、過去5年間に2年以上の本委託業務で求める同種業務に関する実績を有すること。

- (2) 入札参加資格を有する者が、入札参加申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

### 3 契約条項を示す場所及び期間並びに仕様書等を交付する場所及び期間

- (1) 場所 佐賀市ホームページに掲載する。
- (2) 期間 令和7年11月10日（月）から令和7年11月27日（木）まで

#### 4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和7年11月17日(月)午後5時まで

(2) 質問先 佐賀市政策推進部デジタル推進課行政情報係

メールアドレス: joho@city.saga.lg.jp

(3) 回答方法 令和7年11月19日(水)までにメールにより質問者に回答するとともに、佐賀市ホームページにおいて公表する。

#### 5 条件付一般競争入札参加申請書の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する書留(一般書留又は簡易書留に限る。)で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

##### (1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書(別記様式1)

イ 資本的関係・人的関係調査票(別記様式2)

ウ 会社概要書(パンフレット等)

エ 履行実績調書(別記様式3)

オ 業務体制表(別記様式4)

(2) 提出期限 令和7年11月27日(木)必着

(3) 提出先 郵便番号840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市政策推進部デジタル推進課行政情報係

#### 6 入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和7年12月1日(月)までに電話で連絡する。入札参加資格がある者については、連絡しない。

#### 7 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月5日(金)午後2時

(2) 場所 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所本庁5階第1会議室

#### 8 入札方法

(1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書は封筒に入れて封印の上、提出すること。

(2) 入札金額に100分の110を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てた額)が予定価格以下であり、かつ、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。予定価格に満たなかった場合、入札は3

回まで行い、不調の場合は最低価格を入札した業者と協議を行うことがある。

- (3) 入札当日、都合により代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名及び押印をすること。
- (4) 2回目以降の入札に備え、条件付一般競争入札参加申請書に使用した印鑑（代理人が出席する場合は、委任状に使用した代理人の印鑑）を持参すること。
- (5) 予定価格内で複数業者から最低価格の入札が行われた場合は、くじで落札者を決定する。

## 9 予定価格

公表しない。

## 10 入札保証金

免除

### 1.1 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 2に規定する資格を有する者でない者
- (2) 入札の時までに2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者
- (3) 入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者
- (4) 入札について不正行為を行った者
- (5) 5(1)に掲げる提出書類を提出しない者
- (6) 入札書に金額、件名、入札参加者の住所、会社名及び氏名の記入並びに押印がない入札を行った者
- (7) 入札金額並びに入札参加者の住所、会社名、氏名及び印鑑について、誤脱又は判読不可能な記入をした者
- (8) 1人で2以上の入札を行った者

### 1.2 入札の辞退

入札を辞退する場合は、辞退届を入札開始前までに提出すること。原本の提出が間に合わない場合はファックスにて提出し、後日原本を提出すること。

### 1.3 落札者の決定の取消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和7年6月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

### 1.4 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10（契約金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上の額とする。ただし、佐賀市財務規則第104条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部を免除する。このうち、同項第1号に掲げる履行保証保険契約締結に係る費用は落札者負担とする。
- (2) 落札者が佐賀市財務規則第104条第2項第3号に該当する業者であった場合は、過去2年間の国又は地方公共団体との契約締結状況及びその概要を一覧表形式で提出すること。様式は任意のものとし、特に証明する契約書等の写しは必要としない。

#### 15 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用及び公課負担は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、佐賀市財務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

#### 16 問合せ先

佐賀市栄町1番1号

佐賀市政策推進部デジタル推進課行政情報係

電話：0952-40-7055

ファクシミリ番号：0952-26-8549

メールアドレス：joho@city.saga.lg.jp